

伊勢湾の全室素及び全燐に係る環境基準の暫定目標について

(報告案)

**伊勢湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定**

水域	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成16年度)
伊勢湾(イ) (別記1の水域)	海域	直ちに達成	
伊勢湾(ロ) (別記2の水域)	海域	直ちに達成	
伊勢湾(ハ) (別記3の水域)	海域	直ちに達成	
伊勢湾(ニ) (別記4の水域)	海域	直ちに達成	

(別記)

1. 木曾川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線、同灯標から名古屋港南五区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(伊勢湾(イ))
2. 旭防波堤、同防波堤東端から東防波堤南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端から霞ヶ浦防波堤(工事中の区域を含む。)南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端から揖斐川右岸導流堤南端へ向かって700mの地点(北緯34度58分54秒、東経136度41分33秒)まで引いた線、同地点から三重郡川越町大字亀崎新田字町屋86番地の6東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(伊勢湾(ロ))
3. 二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線、大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ロ)に係る部分を除いたもの(伊勢湾(ハ))
4. 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)及び伊勢湾(ハ)に係る部分を除いたもの(伊勢湾(ニ))